

Title	公共工事入札をめぐる坂東市に係る4つの事件：国家賠償法と独占禁止法
Sub Title	Four cases related to public works bidding at Bando City : State Redress Act and Anti-Monopoly Act
Author	牧, 厚志(Maki, Atsushi)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2024
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.67, No.1 (2024. 4) ,p.33- 55
JaLC DOI	
Abstract	本稿で分析するのは公共工事の発注団体あるいはその代表者が，指名競争入札への参加資格を持った業者の一部を指名競争入札から排除した場合，損害賠償金を支払う主体が，発注団体かあるいはその代表者である市長であるか，をめぐって裁判になった事件である。
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20240400-0033

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

公共工事入札をめぐる坂東市に係る4つの事件

—— 国家賠償法と独占禁止法 ——

牧 厚 志

<要 約>

本稿で分析するのは公共工事の発注団体あるいはその代表者が、指名競争入札への参加資格を持った業者の一部を指名競争入札から排除した場合、損害賠償金を支払う主体が、発注団体かあるいはその代表者である市長であるか、をめぐる裁判になった事件である。

<キーワード>

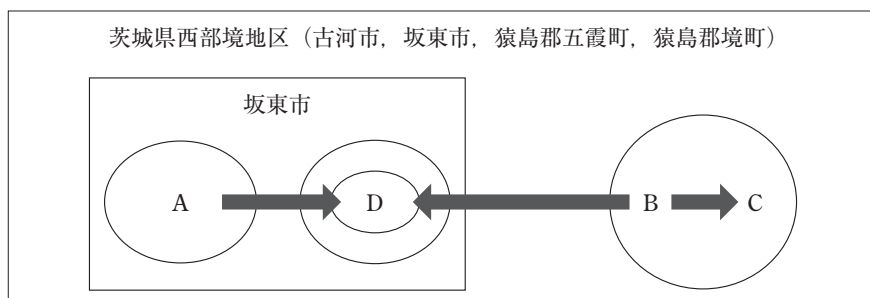
国家賠償法、坂東市、指名競争入札、指名排除

1. はじめに

筆者は、法と経済学の実証分析という視点で、いくつかの公共工事入札談合事件について分析を行ってきた(牧(2022)参照)。談合事件の特徴は、受注業者が共同して、あらかじめ、落札予定業者を決めることにある。その目的は、業者間の競争を避けることにより、落札価格を高い水準に維持することや、特定の業者への入札物件の落札集中の偏りをなくすことにある。これによって業者個人ばかりでなく業界全体としても高い収益率を確保できるのである。また、官製談合もある。これは、発注者が落札予定業者を決めて、それを受注業者が受け入れるという談合である。

今回の一連の事件は、業者間であるいは発注者が落札予定業者を決めるという談合事件ではない。これらの範疇とはまったく別で、公共工事の発注団体あるいはその代表者が、指名競争入札への参加資格を持った業者の一部を指名競争入札から排除したことに起因する事件である。今回の事例は、指名競争入札から除外された複数の業者が公共工事の発注団体に損害賠償請求を行った事件である。発注団体あるいはその代表者が特定の業者を入札参加指名から外した理由は、地域住民のためではなかった。発注団体の代表者(本件では市長)が自分の選挙を有利にするという自己利益を守るためであった。そして、今回の事件は、損害賠償金を支払う主体が、発注団体

図1 4つの事件が起こった地域とこれら4つの事件の関連図



(注) A：坂東市建設業者9社の損害賠償請求事件，B：茨城県公共工事談合事件，C：茨城県公共工事談合事件に対する損害賠償請求事件（住民訴訟），D：坂東市の前市長に対する求償金請求事件

（本件では坂東市）かあるいはその代表者であった市長か，をめぐって裁判になった事件である。¹⁾

公共工事の指名競争入札に係る談合事件に適用される法律は，業者同士の談合では，主に独占禁止法である。また官製談合については，刑法，官製談合防止法（正式な名称は，「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」という。）が使われる。そして，談合に係る消費者や住民からの損害賠償請求には，独占禁止法，地方自治法，民法などが使われる。しかし，今回の行政による指名排除事件に対しては，国家賠償法が使われ²⁾た。

本論文では坂東市に係る4つの事件を検討する。直接的に国家賠償法に係る事件は，本論文で提示される4つの事件のうち2つの事件（以下に述べる，事件Aと事件D）である。しかし，この2つの事件と関連して，独占禁止法に係る談合事件とその談合事件に対する住民訴訟による損害賠償請求事件として別の2つの事件（事件Bと事件C）がある。独占禁止法に係る2つの事件（事件Bと事件C）は，国家賠償法に基づいて求償権を争った本件事件の最終的な裁判所の判断に大きく影響している。初めにこれらの4つの事件の構図を図1によって示そう。図1のA，B，C，Dがそれぞれの事件である。そして本論文における「本件事件」は，事件Dに係る事件である。

図1において，事件Aは，本件事件（事件D）に直接的に係る事件である。これは坂東市の地元建設業者9社が，坂東市の公共工事に係る指名競争入札から排除されたことに対して，国家賠償法に基づいて損害賠償を請求した事件である。事件Bは，坂東市が含まれる茨城県の公共工

1) 憲法15条2項では，すべて公務員は，全体の奉仕者であって，一部の奉仕者ではないとしている。また，国家公務員法96条1項では，すべて職員は，国民全体の奉仕者として，公共の利益のために勤務し，且つ，職務の遂行に当っては，全力を挙げてこれに専念しなければならないとあり，地方公務員法30条ではすべて職員は，全体の奉仕者として，公共の利益のために勤務し，且つ，職務の遂行に当っては，全力を挙げてこれに専念しなければならないとしている。

2) 国家賠償法1条（公権力の行使に基づく損害の賠償責任，求償権）の1項と2項は以下のとおりである。
1項 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が，その職務を行うについて，故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは，国又は公共団体が，これを賠償する責に任ずる。

2項 前項の場合において，公務員に故意又は重大な過失があったときは，国又は公共団体は，その公務員に対して求償権を有する。

表 1 4 つの事件に係る年表

年月	事項
平成17年 3 月	岩井市と猿島郡猿島町が合併して坂東市が設立される。
平成21年 4 月	本件被告吉原英一が坂東市長になる。
平成22年12月	地元建設業者である染谷組等 9 社が坂東市に対して平成21年度の指名競争入札に際して、指名排除の違法行為があったと主張し、これに対する損害賠償請求を提訴する。(事件 A) ^(注1)
平成23年 8 月	公正取引委員会が茨城県の建設業者に対して排除措置命令と課徴金納付命令、及び茨城県知事に対し改善措置要求を出す。(事件 B) ^(注2)
平成25年 4 月	本件被告吉原英一が坂東市長に再選される。
平成25年 9 月	茨城県が発注した工事に係る談合事件 (事件 B) に対して損害賠償請求を求める住民訴訟、共同訴訟参加事件の判決が出る。(事件 C)
平成25年12月	地元業者 9 社が請求の趣旨変更申立書を提出する。(事件 A) ^(注3)
平成26年 9 月	地元業者 9 社が請求の趣旨変更申立書を提出する。(事件 A)
平成26年10月	地元業者 9 社が請求の趣旨変更 (減縮) 申立書を提出する。(事件 A)
平成27年 3 月	坂東市は坂東市議会全員協議会で和解金の支払いに伴う補正予算案を可決する。
平成27年 3 月	地元業者 9 社と坂東市の間で和解が成立する。(事件 A)
平成27年 5 月	坂東市が和解に基づく解決金9425万円を地元業者 9 社に支払う。(事件 A)
平成29年 4 月	本件原告木村敏文が坂東市長になる。
平成29年10月	本件原告が本件被告 (前市長吉原英一) に対し9425万円の支払いを求める内容証明郵便を発送する。(事件 D)
令和 3 年 3 月	本件求償金請求事件の地裁判決が出る。(事件 D)
令和 3 年11月	本件求償金請求事件の高裁判決が出る。(事件 D)
令和 4 年 7 月	本件求償金請求事件の最高裁決定が下される。(事件 D)

(注 1) 損害賠償請求事件，平成22年（ワ）320号，水戸地方裁判所下妻支部，和解。

(注 2) 公正取引委員会は，平成19年 6 月 1 日から平成22年 9 月 6 日までを実施期間とする茨城県の公共工事で行われた談合に対して，行政処分を行った。そしてこれに関連して，坂東市は該当する業者に対し平成23年 8 月10日から平成24年 2 月 9 日までの期間 6 か月の坂東市公共工事入札参加に対する指名停止措置を行った。また，坂東市では，坂東市建設業協同組合に関係する業者だけには，指名停止期間が明けた平成24年度から平成26年度までの間，再度の指名停止措置を講じた。

(注 3) 原告（地元業者 9 社）が，損害賠償請求期間を平成22年度から24年度と 3 か年に拡大し，全体としては平成21年度から平成24年度の 4 年間とした。

事に係る談合事件である。この事件 B は本件事件の裁判の過程で，裁判所が，本件事件の被告（坂東市前市長）が地元の建設業者 9 社に対して入札指名排除をしたと判断を下した証拠の 1 つとして取り上げた事件である。事件 B が対象とする地域は，茨城県西部の境地区である。この境地区には坂東市と隣接する古河市，猿島郡五霞町，猿島郡境町などが含まれる。そして事件 C³⁾は，事件 B に係り，茨城県の地域住民から提訴された茨城県に対する損害賠償請求事件である。

表 1 は，これら 4 つの事件に関する簡単な年表である。この表によって，それぞれの事件のつながりが，時系列で順序付けられる。

そして，表 2 では，それぞれの事件に関連する裁判資料と公正取引委員会から出された命令等についての法務資料を掲示している。

第 2 節では本件（事件 D）に先行する 2 つの事件（事件 A と事件 B）を検討する。そして第 3 節

3) 事件 C については，本論文では直接言及せず，別の機会に議論する。

表2 それぞれの事件に対する法務資料

事件	法務資料
事件A	「損害賠償請求事件」, 平成22年(ワ)320号, 水戸地方裁判所下妻支部, 和解。
事件B	「茨城県境土地改良事務所が発注する土木一式工事の入札参加業者者らに対する件」, 排除措置命令, 平成23年(措)8号, 公正取引委員会, 平成23年8月4日。 「茨城県境土地改良事務所が発注する土木一式工事の入札参加業者者らに対する件」, 課徴金納付命令, 平成23年(納)101号~142号, 公正取引委員会, 平成23年8月4日。 「茨城県境工事事務所が発注する舗装工事の入札参加業者者らに対する件」, 排除措置命令, 平成23年(措)9号, 公正取引委員会, 平成23年8月4日。 「茨城県境工事事務所が発注する舗装工事の入札参加業者者らに対する件」, 課徴金納付命令, 平成23年(納)143号~156号, 公正取引委員会, 平成23年8月4日。 「茨城県境工事事務所が発注する土木一式工事の入札参加業者者らに対する件」, 排除措置命令, 平成23年(措)10号, 公正取引委員会, 平成23年8月4日。 「茨城県境工事事務所が発注する土木一式工事の入札参加業者者らに対する件」, 課徴金納付命令, 平成23年(納)157号~189号, 公正取引委員会, 平成23年8月4日。 「茨城県知事に対し改善措置要求」, 公正取引委員会, 平成23年8月4日。 ^(注)
事件C	「茨城県が発注した工事にかかわる談合行為に対する賠償金請求を求める住民訴訟, 共同訴訟参加事件」, 平成24年(行ウ)14号, 16号, 水戸地方裁判所, 平成25年9月26日判決, 棄却。
事件D	「求償金請求事件」, 平成30年(ワ)35号, 水戸地方裁判所下妻支部, 令和3年3月10日判決, 容認。 「求償金請求控訴事件」, 令和3年(ネ)1743号, 東京高等裁判所, 令和3年11月4日判決, 棄却。 「求償金請求上告事件」, 令和4年(オ)385号, 令和4年(受)473号, 最高裁判所, 令和4年7月12日, 決定, 棄却・不受理。

(注) 茨城県知事に対する改善措置要求は官製談合防止法3条2項の規定による。事案の内容は、「境土地改良事務所の工務課長(平成20年度までは工務第一課長)(県職員;筆者注)は、遅くとも平成19年4月以降、同事務所発注の特定土木工一式工事の全てについて、同事務所の所長の承認の下、各工事の落札を予定する者を決定し、当該工事の入札前に、落札予定者についての意向を(社)茨城県建設協会境支部の支部長に伝達していた。(法第2条第5項第1号及び第2号該当)」という事項と、「境工事事務所(平成20年度までは境土木事務所)の所長(県職員;筆者注)は、特定の事業者からの要望を受け、同事務所発注の特性舗装工事のうち遅くとも平成19年6月1日以降に入札が行われたものについて、当該工事の入札参加者があらかじめ定められた順番のとおり受注できるようにするため、発注工事及び指名業者の選定に係る業務を担当する同事務所の道路管理課長及び道路整備課長(平成20年度までは道路維持課長及び道路河川整備第一課長)に指示して、当該順番を考慮した発注工事及び指名業者の選定を行わせていた。(法第2条第5項第4号該当)」という事項である。

では、本件に関する事件の経緯と判決を述べる。第4節では、本件に関する分析と評価を行う。そして第5節で本論文の結論を述べる。

2. 本事件に先行する2つの事件：事件Aと事件B

坂東市は茨城県に含まれる1つの市で、関東平野のほぼ中央にある。そして坂東市一帯は、平安時代中期の930年代に起こった関東の平将門と瀬戸内の藤原純友で知られる承平・天慶の乱(それぞれ935年と939年)において、平将門の本拠地であった。

平成17年3月に岩井市と猿島郡猿島町が合併し、坂東市が設置された。そして同年4月の坂東市長選挙で石塚仁太郎が初代市長になった。平成21年4月の市長選挙では石塚仁太郎と吉原英一(本件被告)が争い、吉原英一が2代目市長になった。そして平成25年4月の市長選挙でも吉原

英一が当選し、3代目市長（2期目）になった。平成29年4月の市長選挙では吉原英一の対立候補であった木村敏文が当選し、4代目市長となった。⁴⁾

2.1 第1の事件（事件A）：指名排除による地元業者9社による坂東市に対する求償金請求事件
本事件と関連する事件Aが平成22年にあった（前掲表1を参照）。それは坂東市における公共工事の指名競争入札に対する指名排除に起因する求償金請求事件であった。事件Aの原告は地元建設業者9社で、被告は坂東市であった。

この事件の概略を本件地裁判決や新聞記事などにより説明する。この事件Aは水戸地裁下妻支部で行われた平成22年（ワ）320号損害賠償請求事件で、地元の建設業者9社が坂東市に対して国家賠償法1条1項に基づいて損害賠償を請求した事件である。裁判の過程で、両者は裁判所の和解に応じた。その際に、坂東市は建設業者9社に対し和解金を支払った。具体的には、染谷組に1300万円、山広建設に800万円、島田重建に2300万円、豊和建設に1300万円、張替工建に1200万円、サシマ総合開発に700万円、寺田工務店（常陽建設）に25万円、倉持建設に1100万円、山口建設に700万円、9社合計で9425万円であった。表3には、最終的な和解金の値以外に、平成22年と平成26年に原告9社が請求した金額とその変更額が示されている。⁵⁾

この表から分かるように平成22年12月の提訴では平成21年度だけの賠償金請求であったが、最終的な平成26年10月の請求趣旨変更では、期間が平成21年度から24年度までの4か年になっている。そして金額面では、約6000万円から約3億円になった。和解金は、3億円の約3割であった。

表4には「組合」に所属している業者と「協会」に所属している業者が提示されている。本件被告には、組合加入業者と協会加入業者の区別が自分の支持者かそうでないかの重要な判断基準であった。そしてこれらの業者名は第3節と第4節の分析に関係している。

この裁判Aが行われている最中に、次の2.2で述べる茨城県公共工事に係る談合事件である事件Bが起こったのである。

2.2 第2の事件（事件B）：公正取引委員会の排除措置命令と課徴金納付命令

公正取引委員会は平成22年9月7日に茨城県の公共工事に係る談合事件調査のために、立入検査を行った。そして公正取引委員会は、建設業者に対して、平成23年8月4日に3件の排除措置

4) 坂東市のうち旧岩井町（のち岩井市となる）では、昭和30年ごろから本件被告の父である吉原三郎が町長であった。当時から、本件に係る坂東市岩井建設業協会（平成22年4月から「ばんどう建設業協会」となる。以下「協会」と略記する。）の前身である岩井町建設業協会（後に岩井市建設協会となる。）が存在していた。本件被告は父の地盤を受け継ぎ、昭和53年4月に29歳で岩井市長に当選し、平成6年4月の市長選まで旧岩井市の市長を務めた。平成6年4月の市長選挙において本件被告は石塚仁太郎に敗れた。本件被告は平成10年4月と平成14年4月の市長選挙でも石塚仁太郎に敗れた。その後、平成17年3月に岩井市と猿島郡猿島町が合併した。このように本件被告と石塚仁太郎は旧岩井市時代からの政敵であった。また、平成13年ごろに石塚仁太郎を支援する建設業者が岩井市建設協会から脱退し、本件に係る坂東市建設業協同組合（以下「組合」と略記する）の前身となる岩井市建設業協同組合を作った。

5) 事件Aは、表1からも分かるように、平成27年に裁判所が和解案を提案し、原告と被告が了解したことにより、当該事件に係る判決文は存在しない。本論文で示される企業名は企業の正式名称ではなく、原則4字を基準にして判決文や筆者において略記したものである。

表 3 組合に所属する建設業者 9 社の最終的な和解金、並びに平成22年と平成26年に変更された求償金

	和解金 (万円)	平成22年12月 3 日付 訴状	平成26年10月24日 請求趣旨変更申立書
染谷組	1300	5,527,089	42,484,678
山広建設	800	10,428,704	26,391,872
島田重建	2300	11,832,780	76,786,954
豊和建设	1300	4,306,485	42,147,260
張替工建	1200	6,188,624	40,063,388
サシマ総合開発	700	6,368,792	22,495,344
寺田工務店 (常陽建設)	25	2,714,576	826,167
倉持建設	1100	7,170,577	36,538,601
山口建設	700	6,517,337	24,187,570
合計	9425	61,054,964	311,921,834

(出所) 地裁判決別紙 3 参照。

表 4 事件 A の原告であった組合加入の 9 社及び協会に所属する業者

(a) 組合に所属する業者
(a. 1) 原告の 9 社：染谷組、山広建設、島田重建、豊和建设、張替工建、サシマ総合開発、寺田工務店（常陽建設）、倉持建設、山口建設
(a. 2) 地裁判決に現れる 9 社以外の業者：オオキ、朝日建設、田村建設
(b) 協会に所属する業者
(b. 1) 地裁判決別表 2 に現れる業者：関建設、小林建設、真中重機、丸カ土木
(b. 2) 地裁判決に現れる業者：野口工業、野口組、岩中建設、ヤグチ建設、逆井土建（平成21年以降組合から協会へ）、坂巻工業（平成21年以降組合から協会へ）、菊田工業（平成21年以降組合から協会へ）

命令を出した。それらは、排除措置命令 8 号、同 9 号、同10号である。そして89件の課徴金納付命令について、課徴金納付命令101～142号、同143～156号、同157～189号は、それぞれの排除措置命令に対応している。ここで対象となる受注業者で組織する社団法人茨城県建設業協会境支部の協会員は、古河市、坂東市、猿島郡五霞町、猿島郡境町などの建設業者である。

排除措置命令 8 号、同 9 号、同10号の内容を提示すると、それぞれ、以下のとおりである。平成23年（措）8号について、発注者は茨城県西農林事務所境土地改良事務所（平成21年 3 月31日以前は茨城県境土地改良事務所）であり、発注工事の内容は、特定土木一式工事ある。そして排除措置命令の対象となった業者数は57業者であった。排除措置命令 8 号の主文は、以下のとおりである。

1 別表 1 の名宛人目録記載の57名（以下「57名」という。）は、それぞれ、次の事項を、取締役会（会社法（平成17年法律第86号）第 2 条第 7 号に規定する取締役会設置会社でない場合にあっては株主総会）又は理事会において決議しなければならない。

(1) 別紙記載の工事（以下「境土地改良事務所発注の特定土木一式工事」という。）について、57名及び別表2記載の9名の66名（以下「66名」という。）が、遅くとも平成19年6月1日以降（別表3記載の事業者にとっては、それぞれ、遅くとも「期日」欄記載の日以降）共同して行っていた、受注すべき者（以下「受注予定者」という。）を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為を取りやめている旨を確認すること

(2) 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、境土地改良事務所発注の特定土木一式工事について、受注予定者を決定せず、各自がそれぞれ自主的に受注活動を行う旨

(3) 今後、境土地改良事務所発注の特定土木一式工事について、自らが入札に参加しようとする旨を、社団法人茨城県建設業協会境支部（以下「境支部」という。）に連絡しない旨

2 57名は、それぞれ、前項に基づいて採った措置を、自らを除く56名及び茨城県に通知し、かつ、自らの従業員（協同組合にあっては従業員及び構成員）に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。

3 57名は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、境土地改良事務所発注の特定土木一式工事について、受注予定者を決定してはならない。

4 57名は、今後、それぞれ、境土地改良事務所発注の特定土木一式工事について、自らが入札に参加しようとする旨を、境支部に連絡してはならない。

5 57名は、それぞれ、第1項及び第2項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

命令の中で述べられた談合の構図は、「茨城県西農林事務所境土地改良事務所（平成21年3月31日以前は茨城県境土地改良事務所）の工務課長が、遅くとも平成19年4月以降、境土地改良事務所発注の特定土木一式工事の全てについて、同事務所の所長の承認の下、各工事の落札を予定する者（以下「落札予定者」という。）を決定し（下線は筆者による。）、当該工事の入札前に、落札予定者についての意向を、社団法人茨城県建設業協会境支部の支部長に伝達していた。また、境支部の支部長は、自ら又は境支部の役員を通じて、当該工事の落札予定者として決定されたものに対して、当該工事を受注すべき旨を伝達していた。」というものであった。

そして、談合に係る基本合意事項は、平成19年6月1日以降については「境土地改良事務所発注の特定土木一式工事について（1）境支部の支部長又は役員から当該工事を受注すべき旨の伝達を受けたものを受注予定者とする。（2）受注すべき価格は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者がその定められた価格で受注できるように協力する、旨の合意の下に、受注予定者を決定し、受注予定者が当該工事に係る他の入札参加者について境支部から情報を得ることができるよう、当該工事の入札に参加しようとするものはあらかじめその旨を境支部に連絡することなどにより、受注予定者が受注できるようにしていた。」であった。

法令の適用に関しては、「66名は、共同して、境土地改良事務所発注の特定土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反し

て、境土地改良事務所発注の特定土木一式工事の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。このため、66名は、いずれも、独占禁止法第7条第2項第1号に該当する者である。また、違反行為が長期間にわたって行われていたこと、違反行為の取りやめが公正取引委員会の立ち入り検査を契機としたものであること等の諸事情を総合的に勘案すれば、57名については、特に排除措置を命ずる必要があると認められる。よって、57名に対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づく、主文のとおり命令する。」というものであった。

この命令で注目する点は、談合の構図である。発注主体の工務課長が、あらかじめ落札予定者を決定し、それを業者団体に通知していた。そしてこれに基づいて業者間の談合が行われたのである。

そして、課徴金対象者数は42業者であった。排除措置命令8号に含まれる課徴金を科された坂東市と猿島郡の建設業者は、加藤建設（課徴金1105万円、以下同じ）、株式会社中村組（823万円）、山下工業（657万円）、青木建設（528万円）、和孝建設（513万円）、野口組（476万円）、山広建設（405万円）、染谷建設（284万円）、有限会社中村組（273万円）、青木工業（270万円）、五霞建設（234万円）、福島工務店（216万円）、新井建設（203万円）、石塚建設（195万円）、小林建設（168万円）、坂間工業（161万円）、サシマ総合開発（151万円）、染谷組（142万円）、新栄開発（127万円）、有限会社中和建設（126万円）、岡島組（121万円）、俊光建設（119万円）の22業者であった。

次に、平成23年（措）9号における発注者は茨城県境工事事務所で、発注の内容は特定舗装工事であり、排除措置命令を受けた業者は18業者であった。そして、その主文は以下のとおりである。

1 別表1の名宛人目録記載の18社（以下「18社」という。）は、それぞれ、次の事項を、取締役会（会社法（平成17年法律第86号）第2条第7号に規定する取締役会設置会社でない場合にあっては株主総会）において決議しなければならない。

(1) 別紙記載の工事（以下「境工事事務所発注の特定舗装工事」という。）について、18社及び別表2記載の2名の20名（以下「20名」という。）が、遅くとも平成19年6月1日以降（別表3記載の事業者にあつては、それぞれ、遅くとも「期日」欄記載の日以降）共同して行っていた、受注すべき者（以下「受注予定者」という。）を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為を取りやめている旨を確認すること

(2) 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、境工事事務所発注の特定舗装工事について、受注予定者を決定せず、各社がそれぞれ自主的に受注活動を行う旨

(3) 今後、境工事事務所発注の特定舗装工事について、自社が入札の参加に係る指名を受けた旨を、社団法人茨城県建設業協会境支部（以下「境支部」という。）に連絡しない旨

2 18社は、それぞれ、前項に基づいて採った措置を、自社を除く17社及び茨城県に通知し、

かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。

3 18社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、境工事事務所発注の特定舗装工事について、受注予定者を決定してはならない。

4 18社は、今後、それぞれ、境工事事務所発注の特定舗装工事について、自社が入札の参加に係る指名を受けた旨を、境支部に連絡してはならない。

5 18社は、それぞれ、第1項及び第2項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

談合の基本合意は、「境工事事務所発注の特定舗装工事について、受注機会の均等化を図るため（下線は筆者による。）(1) 原則としてあらかじめ定められた順番により受注予定者を決定する、(2) 受注すべき価格は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者がその定めた価格で受注できるように協力する、旨の合意の下に、当該合意に中途参加したものの順位を新たに定めるなどしてあらかじめ定められた順番を改定しつつ、当該工事の入札の参加に係る指名を受けた場合は、当該工事に係る他の入札参加者について社団法人茨城県建設業協会境支部から情報を得ることができるよう、当該工事の入札の参加に係る指名を受けた旨を境支部に連絡するなどにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。」であった。

そして、法令の適用については、「20名は、共同して、境工事事務所発注の特定舗装工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、境工事事務所発注の特定舗装工事の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。このため、20名は、いずれも、独占禁止法第7条第2項第1号に該当する者である。また、違反行為が長期間にわたって行われていたこと、違反行為の取りやめが公正取引委員会の立ち入り検査を契機としたものであること等の諸事情を総合的に勘案すれば、18社については、特に排除措置を命ずる必要があると認められる。よって、18社に対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づく、主文のとおり命令する。」というものであった。

課徴金の対象となった業者は14業者であった。排除措置命令9号に含まれる課徴金を科された坂東市と猿島郡の建設業者は、株式会社中村組（234万円）、加藤建設（208万円）、福島工務店（185万円）、五霞建設（164万円）、青木建設（145万円）、朝日建設（144万円）、野口組（128万円）、山下工業（123万円）の8業者であった。

平成23年（措）10号における発注者は、茨城県境工事事務所で、発注の内容は特定土木一式工事であった。対象となった業者は、34業者であった。そして主文は以下のとおりである。

1 別表1の名宛人目録記載の34社（以下「34社」という。）は、それぞれ、次の事項を、取締役会（会社法（平成17年法律第86号）第2条第7号に規定する取締役会設置会社でない場合に

あつては株主総会)において決議しなければならない。

(1) 別紙記載の工事(以下「境工事事務所発注の特定土木一式工事」という。)について、34社及び別表2記載の5名の39名(以下「39名」という。)が、遅くとも平成19年6月1日以降(別表3記載の事業者にあつては、それぞれ、遅くとも「期日」欄記載の日以降)共同して行つていた、受注すべき者(以下「受注予定者」という。)を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為を取りやめている旨を確認すること

(2) 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、境工事事務所発注の特定土木一式工事について、受注予定者を決定せず、各社がそれぞれ自主的に受注活動を行う旨

(3) 今後、境工事事務所発注の特定土木一式工事について、自社が入札に参加しようとする旨を、社団法人茨城県建設業協会境支部(以下「境支部」という。)に連絡しない旨

2 34社は、それぞれ、前項に基づいて採つた措置を、自社を除く33社及び茨城県に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。

3 34社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、境工事事務所発注の特定土木一式工事について、受注予定者を決定してはならない。

4 34社は、今後、それぞれ、境工事事務所発注の特定土木一式工事について、自社が入札に参加しようとする旨を、境支部に連絡してはならない。

5 34社は、それぞれ、第1項及び第2項に基づいて採つた措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

基本合意は、「境工事事務所発注の特定土木一式工事について、受注価格の低落防止を図るため(下線は筆者による。)(1) ア受注予定者を決定する、イ受注すべき価格は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者がその定めた価格で受注できるように協力する、旨の合意の下に、(2) ア当該工事の入札に参加しようとする場合は、当該工事に係る他の入札参加者について社団法人茨城県建設業協会境支部から情報を得ることができるよう、当該工事の入札に参加しようとする旨を境支部に連絡する、イ当該工事の受注を希望する者(以下「受注予定者」という。)が1名のときは、その者を受注予定者とする、ウ受注希望者が複数名のときは、当該工事の施工場所、過去に受注した工事との継続性等を勘案して、受注希望者間の話し合いにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。」であつた。

法令の適用については、「39名は、共同して、境工事事務所発注の特定土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、境工事事務所発注の特定土木一式工事の取引分野における競争を実質的に制限していたものであつて、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。このため、39名は、いずれも、独占禁止法第7条第2項第1号に該当する者である。また、違反行為が長期間にわたって行われていたこと、違反行為の取りやめが公正取引委員会の立ち入り検査を契機としたものであること等の諸事情を総合的に勘案すれ

表５ 排除措置、課徴金の納付命令を受けた本件に係る「組合」と「協会」に所属する業者の分類

	排除措置命令 8 号 課徴金納付命令		排除措置命令 9 号 課徴金納付命令		排除措置命令 10 号 課徴金納付命令	
(a) 組合に所属する業者						
染谷組	○	○				
山広建設	○	○				
島田重建	○					
張替工建	○					
サシマ総合開発	○	○				
山口建設	○					
朝日建設	○		○	○	○	○
(b) 協会に所属する業者						
小林建設	○	○				
野口組	○		○	○	○	○
ヤグチ建設	○					

(注) ○印について、排除措置命令８号、９号、10号に関して、それぞれの列の左側は排除措置命令を受けた業者、右側は課徴金納付命令を受けた業者である。

ば、34社については、特に排除措置を命ずる必要があると認められる。よって、34社に対し、独占禁止法第７条第２項の規定に基づく、主文のとおり命令する。」というものであった。

この事件に係る課徴金対象者数は33業者であった。排除措置命令10号に含まれる課徴金を科された坂東市と猿島郡の建設業者は、株式会社中村組（900万円）、加藤建設（427万円）、山下工業（425万円）、俊光建設（418万円）、福島工務店（410万円）、野口組（353万円）、朝日建設（325万円）、青木工業（231万円）、有限会社中和建設（222万円）、新栄開発（176万円）、坂間工業（172万円）、五霞建設（152万円）、青木建設（132万円）、中和建設株式会社（120万円）の14業者であった。

念のため時系列の確認をすると、公正取引委員会が行ったと認めた茨城県の公共工事で談合が行われた事案に対する談合の実施期間は、平成19年６月１日から平成22年９月６日までである。平成23年８月に公正取引委員会は茨城県の建設業者に対して排除措置命令と課徴金納付命令、及び茨城県知事に対し改善措置要求を出した。そして坂東市は、茨城県公共工事入札に参加した当該業者に対して、平成23年８月10日から平成24年２月９日までの６か月の指名停止措置を取った。

これを踏まえ、茨城県の公共工事に関連して排除措置命令と課徴金納付命令を受けた業者について、本件に関連する坂東市の地元業者を組合と協会別に分類したものが、表５である。

この表から分かるように、茨城県の公共工事入札に関しては、坂東市の建設業者は組合所属、協会所属とは無関係に談合を行っていた。つまり、坂東市公共工事では競合関係にあった業者が、茨城県公共工事では協調関係にあった。そして組合所属の業者も協会所属の業者も茨城県公共工事の談合事件に関わっていたのである。

3. 本件に関する事件の経緯と判決

茨城県や坂東市で行われる公共工事については、随意契約、指名競争入札、一般競争入札などにより当該工事を施行する業者が選定される。これは、地方自治法234条1項、2項、3項、地方自治法施行令167条に負っている。そして、県や市もこの法律に基づいて業者の選定を行う。⁶⁾

坂東市では、原則として、建設工事の予定価格が130万円未満の請負工事では随意契約、130万円以上4000万円未満では指名競争入札、4000万円以上は一般競争入札によるものと決められている。なお平成27年度からは500万円以上の物件は一般競争入札になった。

具体的な数値は次節で示すが、図2には業者別の指名回数を、平成18年度から平成26年度まで、9年間についてその動向を示している。その特徴は、平成20年度と平成21年度の間で指名業者の傾向が大きく変わったことである。すなわち、平成20年度まで年間何度も指名を獲得していた複数の業者が、平成21年度以降の指名回数がゼロに張り付いたのである。その一方で、平成20年度までは少数の指名回数でしかなかった4業者が、平成21年度以降は多数の指名物件を獲得した。図から分かるように、平成21年度以降において、それ以前には指名回数が比較的小さかった4つの業者の指名回数を示す曲線が大きく上方に浮かび上がっている。⁷⁾

次の第4節で分析するが、図にある平成21年度以降に大きく指名獲得をした建設業者は、平成21年4月の市長選挙で当選した市長を支持した業者である。一方、平成21年度以降に指名回数がゼロに張り付いた業者は、平成21年度の市長選挙で反対候補を応援した業者である。そしてこれらの業者には、事件Aで原告となった9業者が含まれている。

本件は、地元建設業者9社が提訴した国家賠償法に基づいた求償金請求における9425万円の支

6) 地方自治法234条1項、2項、3項、地方自治法施行令167条は以下のとおりである。

地方自治法234条1項 売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2項 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

3項 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において、「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。

地方自治法施行令167条 地方自治法234条2項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

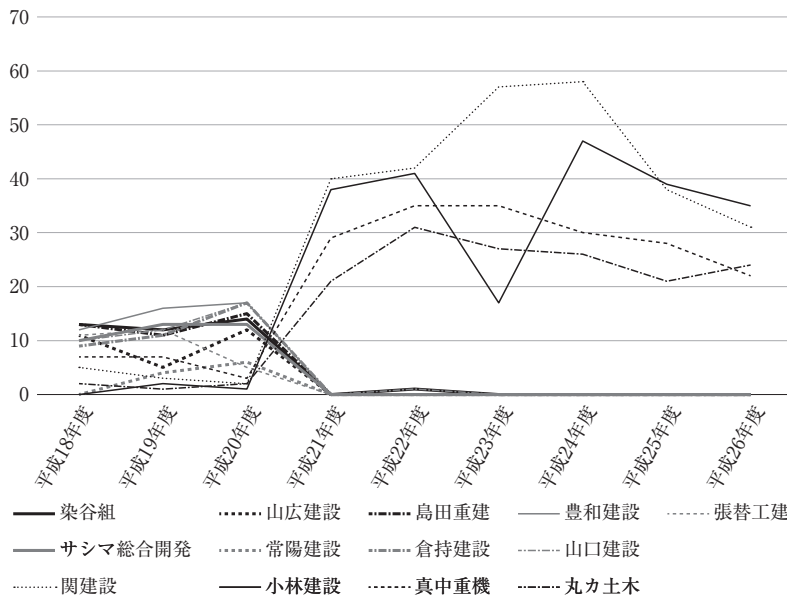
一 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。

二 その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。

三 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

7) 地裁判決の本文には入札関係記録について平成18年度から平成30年度までの市発注工事における業者別指名回数と落札回数の一覧表（甲53）があると書かれているが、その具体的なデータは、平成18年度から平成26年度までの業者別指名回数だけが別表2に公表されている。

図2 平成18年度から平成26年度における業者別指名回数



払いをする主体が、坂東市かあるいは当時の坂東市長であった吉原英一かを判断する裁判であった。ちなみに事件Aにおける和解では、坂東市が和解金を支払った。しかし今回の原告は坂東市と坂東市長の木村敏文である。そしてまた、被告は坂東市前市長の吉原英一である。

第1審が水戸地方裁判所下妻支部で行われた。そして判決は令和3年3月10日になされた。主文は、以下のとおりである。

1. 被告は、原告に対し、9425万円及びこれに対する平成29年10月30日から、支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。
2. 裁判費用は被告の負担とする。
3. この判決は、仮に執行することができる。

本件の主な争点は2つあり、それぞれ以下のとおりである。

- (1) 本件指名排除の違法性の有無
- (2) 被告の故意（又は重大な過失）の有無

裁判所は2つの争点について、それぞれ、指名排除の違法性と被告の故意（又は重大な過失）を認定した。それぞれに対する判示は以下のとおりである。争点1（本件指名排除の違法性の有無）については判示1と判示2に、また争点2（被告の故意（又は重大な過失）の有無）については判示3に、それぞれ、記されている。

判示 1 :

本件指名排除の理由について、被告の決済等のために推薦書等を作成していた原告職員らは、当時、被告からの明示の指示はないものの、被告は「C 前市長を支持する組合所属業者は指名しない方針」を有していると理解していた旨供述しているところ（甲42, 44, 45, 証人 K, 証人 G, 証人 D）、被告の平成22年 4 月20日頃の四ツ六庵における「組合は政治に関与しすぎている」との発言や、同年 3 月 9 日開催の原告市議会の総務常任委員会において、議員からの、指名業者の偏りが異常な状況にあり、あってはならない政治の介入も考えざるを得ないとの請願の趣旨説明をする中での指摘に対し、被告が、指名業者の指名は工事を発注する市すなわち市長が決定するものであるから、指名される業者がとやかく言うべき問題ではない旨述べた内容は、選挙における支持・不支持を理由とする指名の偏りの存在を裏付け、是認するものと理解され、原告職員らの認識と整合するものといえる。そして、組合が、本件選挙における被告の対立候補である C 前市長を強く支持していたこと自体は、被告も認める場所であって、被告もこれを認識していたものといえる。

そうすると、本件指名排除は、本件選挙において被告の対立候補であった C 前市長を支持した組合所属業者を排除する被告の意図が強く推認されるのであって、被告の職権行使における裁量権の逸脱又は濫用として、違法性が認められる。（地裁判決、令和 3 年 3 月10日）

判示 2 :

また、前記認定 1 (1) キのとおり、原告職員らは、被告による少なくとも「C 前市長を支持する組合所属業者は指名しない」との明示的な指示はない中で、それまでの被告の方針にしたがい、平成22年以降は、推薦書等に染谷組等 9 社を含む組合所属業者を記載しないことにより、本件指名排除につながる推薦書等の作成を継続していたことが認められるが、前述のとおり被告の指名競争入札の参加者指名における、その職責として誠実に管理・執行すべき義務に鑑みれば、偏頗^{へんぱ}な指名を積極的にしてはならないだけでなく、偏頗な指名状況があれば、これを是正すべき義務も有していると考えらるべきである。そうすると、被告による明示的な本件指名排除の指示が認められないとしても、本件指名排除という偏頗な指名状況については是正すべき義務の存在からすれば、被告自らの意向で行われることになった偏頗な指名状況を是正せず、これを知りながら容認していたことについて、職務行為の違法性が否定されることはない。（地裁判決、令和 3 年 3 月10日）

判示 3 :

そして、被告が、平成27年 6 月開催の原告市議会において、前訴での和解金支払いの責任について問われたのに対し、組合内部のトラブルを理由に、指名を遠慮させていただくという考えでいた旨述べており、本件指名排除当時、指名排除の状況について認識し、認容していたものと認められるところ、被告が、本件指名排除を続ける過程で、前記平成22年 3 月の原告市議会における議員からの指名業者の偏りが異常な状況にあるとの指摘、同年 4 月の四

ツ六庵における染谷組代表者らの会合での指名の公正を求める要望、同年11月17日付での染谷組等9社の代理人弁護士からの指名排除の理由についての回答と指名排除の中止を求める通知、同年12月3日頃の染谷組等9社による前訴提起等があってもなお、その後も指名排除を継続していたのであり、本件指名排除についての被告の強い意志が窺われる。

そうすると、前記のとおり、違法な本件指名排除の状況を、被告が認識・容認していたこと、むしろ、これを頑なに継続していたことに鑑みれば、被告には、国家賠償法1条2項による求償金請求が認められるべき故意があったと認められる。(地裁判決、令和3年3月10日)

被告は、地裁判決を不服として控訴した。東京高等裁判所で、令和3年11月4日に判決がなされた。主文は、次のとおりである。

1. 本件控訴は棄却する。
2. 控訴費用は控訴人の負担とする。

高裁判決において、指名排除に関する説明をより具体的にしている。それを判示4で示す。

判示4：

控訴人は、C（染谷組；筆者挿入）等9社が指名されなかったのは、入札の透明性、公正性及び指名の慎重な対応をはじめとする入札改革の一環であり、合理性がある旨主張する。

控訴人の上記主張が採用できない理由は、原判決の第5の3(3)に説示したとおりである。しかも、C（染谷組；筆者挿入）等9社のうち平成23年8月10日から平成24年2月9日までの6か月間の指名停止となった、C（染谷組；筆者挿入）、P、U、N、V（島田重建、張替工建、サシマ総合開発、倉持建設；順不同・筆者挿入）の5社については原判決別紙2の通り、指名停止期間が明けた平成24年度から平成26年度までの間、再度の指名停止措置を受けるような事由は発生していないにもかかわらず、まったく指名がされていない（下線は筆者による。）ところ、坂東市建設工事請負業者指名停止等措置要綱（甲35）によれば、指名停止措置を行うためには坂東市建設工事指名競争入札参加資格審査委員会に諮る必要がある上、3年間もの指名停止措置が許されるのは業者が指名停止措置該当事由（贈賄、独占禁止法違反、談合及び競売入札妨害）が暴力団によって行われたと認められたような場合に限ることからすると、C（染谷組；筆者挿入）等上記9社は暴力団ではないにもかかわらず、平成24年度から平成26年度まで1回も指名が入らなかったことに合理的な理由はないというべきである。また、同時期に指名停止措置を受けた53社のうちには、本件選挙でD（石塚仁太郎；筆者挿入）前市長を支持しなかったK（小林建設；筆者挿入）を含む協会所属業者が複数含まれているところ、これらの業者にその後指名停止が継続された形跡はなく、特に以前から控訴人との親交のあったK（小林建設；筆者挿入）は平成24年度から平成26年度までの3年間において合計121件の指名があったことが認められることからすれば、本件指名排除と控訴人の主張する入札

改革とは無関係というべきであり、控訴人の主張は、失当であって、採用することはできない。(高裁判決、令和3年11月4日)

本件の被告、控訴人は高裁判決を不服として上告した。しかし、最高裁判所は令和4年7月12日に棄却・不受理を決定した。

4. 本件に関する分析と評価

この節では、4.1で指名回数の推移を、4.2と4.3において、この判決以降の坂東市における入札状況を検討する。

4.1 市長交代による指名回数変化の分析

表6は、図2で示した指名回数のグラフに使った具体的な数字によって、平成18年度から平成26年度に係る「組合」と「協会」それぞれの指名回数を示している。この数値は地裁判決の別表2に負っている。

この表をみると、平成21年以降においては、組合に所属する建設業者の指名回数がほぼゼロであるという、ある種、異様に思える結果が分かる。つまりゼロであるということは、指名排除することである。具体的に平成23年度から平成26年度までの指名回数がゼロということは、指名競争入札の入り口で門前払いされたということである。指名競争では、指名されなければ、100%の確率で落札もできないのである。この点に注目して、以下に3点を判決文から取り出した。

(1) 地裁判決で裁判所が認定した事実、「染谷組、張替工建、山口建設、山広建設、サシマ総合開発は、平成19年6月1日から平成22年9月6日までの間、茨城県の工事において談合を繰り返したとして、平成23年8月4日に公正取引委員会から独占禁止法違反で排除措置命令を受け、さらに茨城県から指名停止を受け、原告（坂東市；筆者挿入）からも同月10日から平成24年2月9日までの6か月間の指名停止措置を受けた。原告（坂東市；筆者挿入）から指名停止措置を受けた業者は53社あり、関建設等4社のうちの小林建設のほか、協会に加入する業者も複数含まれていた。」（地裁判決、令和3年3月10日）

(2) 5社（上述の染谷組、張替工建、山口建設、山広建設、サシマ総合開発；筆者挿入）については原判決別紙2の通り、指名停止期間が明けた平成24年度から平成26年度までの間、再度の指名停止措置を受けるような事由は発生していないにもかかわらず、まったく指名がされていない。（。）（判示4）

(3) 同時期に指名停止措置を受けた53社のうちには、本件選挙でD（石塚仁太郎；筆者挿

表6 組合加入業者と協会加入業者の年度別指名回数の動向

年度（平成）	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
(a) 組合に所属する業者									
柴谷組	13	12	14	0	1	0	0	0	0
山広建設	11	5	12	0	0	0	0	0	0
島田重建	13	11	15	0	0	0	0	0	0
豊和建设	12	16	17	0	0	0	0	0	0
張替工建	11	12	5	0	0	0	0	0	0
サシマ総合開発	10	13	13	0	0	0	0	0	0
寺田工務店	-	4	6	0	0	0	0	0	0
倉持建設	9	11	17	0	0	0	0	0	0
山口建設	10	12	17	0	1	0	0	0	0
(b) 協会に所属する業者									
関建設	5	3	2	40	42	57	58	38	31
小林建設	0	2	1	38	41	17	47	39	35
真中重機	7	7	3	29	35	35	30	28	22
丸カ土木	2	1	2	21	31	27	26	21	24
合計	103	109	124	128	151	136	161	126	112

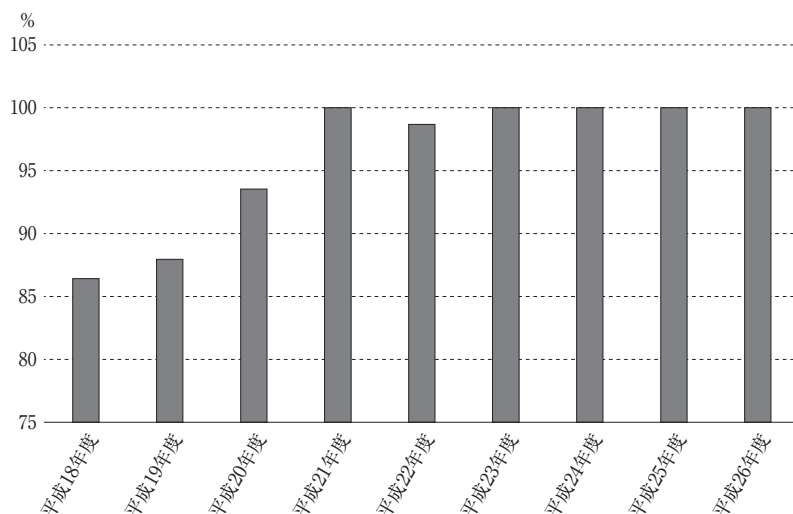
（注）合計指名回数件数は、当該年後の総数ではなく、別表2に現れた13業者についての合計である。なお、判決文には各年度の入札総件数のデータはない。

入）前市長を支持しなかったK（小林建設；筆者挿入）を含む協会所属業者が複数含まれているところ、これらの業者にその後指名停止が継続された形跡はなく、特に以前から控訴人との親交のあったK（小林建設；筆者挿入）は平成24年度から平成26年度までの3年間において合計121件の指名があった（○）（判示4）

ここでの問題点は2つあり、それらは（1）指名競争に係る市長の権限と責任、（2）坂東市公共工事に係る指名競争入札のウエイトである。言い換えれば、指名競争入札のウエイトが小さければ、その弊害は小さくなる。ちなみに、坂東市では平成27年度から指名競争入札の上限価格を4000万円から500万円に下げた。その効果も含めて、以下の4.2と4.3で、平成30年度と令和4年度の落札状況を坂東市が公表しているデータによって検討する。平成30年度データは、一般競争入札の落札結果である。一般競争入札においては、予定価格が500万円以上の物件である。これは前述のように平成27年度から一般競争入札に関する予定価格が4000万円以上から500万円以上に変更されたからである。その結果、指名競争入札の金額の幅が小さくなった。

平成30年データでは、落札業者の所属する建設業団体が「組合」か「協会」であるか調べることにより、本件事件以降で入札傾向に変化があった否かについて検討する。また、落札物件の金額をみることにより、どの程度指名競争入札の件数が減少したのかにも検討を加える。また、令

図3 平成18年度から平成20年度における組合に所属する業者の各年度の指名率と、平成21年度から平成26年度における協会に所属する業者の各年度の指名率の推移



和4年のデータでは、一般競争入札と指名競争入札両者のデータが含まれる。そして、指名競争入札については落札業者ばかりでなく指名された業者名も掲載しており、平成30年度のデータ以上に細かいデータが取れる。

4.2 坂東市における本件以降の入札状況：平成30年度のデータ（建設工事の一般競争入札結果）

初めに表6の個別の業者の指名回数の数字を使い、「組合」と「協会」それぞれ合計の指名率の動向を示したものが図3である。この図では平成20年度以前は「組合」関連業者による合計指名率、平成21年度以降は「協会」関連業者による合計指名率である。この図においても特徴的な傾向が示される。平成20年度以前3年間の組合所属業者の指名率は85%から95%の範囲にあり、その平均指名率は約90%である。つまり、指名回数の10%は「協会」所属業者に振り分けられていたのである。

この図から分かるように、平成21年度より前では「協会」所属の業者の指名回数はゼロではないが、10%前後で、決して公平（50%を公平とする）ではなかったことが分かる。

以下に示した表7の資料は、坂東市役所が発行する『広報ばんどう』に掲載された平成30年度の落札価格が1000万円を超える建設工事の一般競争入札結果である。

公共工事の内容は、道路改良工事、管渠工事、舗装修繕工事、排水管布設工事、駐車場整備工事、マンホール設置工事等、様々である。そこで、本論文の表4に載っている組合と協会に区別された建設業者に限定して落札結果をみると、表7のようになる。

ここで重要なことは、平成30年度では、組合に属する業者と協会に属する業者の間で落札物件に関する偏りが従来と比べ大きくないことである。表示した落札物件は合計で24件あるが、表4

表７ 平成30年度の落札価格が1000万円を超える建設工事の一般競争入札結果
(価格単位：千円)

入札日	工事名	落札業者	予定価格	落札価格
6月7日	坂東インター工業団地公園工事	真中重機(協会)	66738.4*	56268.0
6月21日	道路改良工事	野口工業(協会)	31611.6	27648.0
6月21日	道路改良工事	倉持建設(組合)	19558.8	16632.0
8月9日	管渠工事	坂巻工業(協会)	37594.8	32648.4
8月9日	道路改良工事	山口建設(組合)	28933.2	24483.6
8月9日	道路改良工事	菊田工業(協会)	26200.8	22755.6
9月6日	管渠工事	逆井土建(協会)	41893.2**	36288.0
10月9日	管渠工事	逆井土建(協会)	62488.6*	54194.4
10月9日	管渠工事	坂巻工業(協会)	46850.4*	40576.0
10月19日	道路改良工事	山口建設(組合)	22809.6	19375.2
10月19日	坂東インター工業団地道路工事	島田重建(組合)	13046.4	10962.0
11月1日	道路改良工事	坂巻工業(協会)	26082.0	22539.6
11月1日	道路改良工事	山口建設(組合)	13370.4	11318.4
11月26日	管渠工事	島田重建(組合)	27918.0	23662.8
11月26日	排水管布設工事	坂巻工業(協会)	18532.8	16048.8
11月26日	舗装修繕工事	関建設(協会)	13316.4	11826.0
12月7日	道路改良工事	真中重機(協会)	30412.8	25444.5
12月7日	南駐車場整備工事	小林建設(協会)	16189.2	14666.4
12月20日	排水管布設工事	逆井土建(協会)	26892.0	23122.8
1月10日	道路改良工事	山広建設(組合)	31978.8	27108.0
1月10日	道路修繕工事	野口工業(協会)	24667.2	21060.0
1月25日	坂東インター工業団地道路改良工事	真中重機(協会)	22248.0	18878.4
1月25日	坂東インター工業団地道路改良工事	朝日建設(組合)	16632.0	13964.0
3月22日	道路改良工事	菊田工業(協会)	21772.8	18824.4

(データ出所)『広報ばんどう』、平成30年5月17日号、8月16日号、11月15日号、令和元年5月16日号。

(注) *印は税抜4000万円以上の予定価格、**印は税抜では4000万円以下になる入札物件である。

で組合に分類された業者が落札した物件は8件、協会分類された業者が落札した物件は16件である。

また、ほとんどの一般競争入札の物件は、平成27年度以前では指名競争入札の対象であったことである。24物件の中で予定価格が6000万円台と明らかに一般競争入札の対象となる物件は2件しかない。

4.3 坂東市における本件以降の入札状況：令和4年度のデータ

令和4年度の入札に係るデータのうち、一般競争入札と指名競争入札の結果が坂東市のホーム・ページから分かる。表8には令和4年度の月別入札件数を、指名競争入札と一般競争入札に

表 8 令和 4 年度月別入札件数（一般競争入札、指名競争入札）

	指名競争入札 指名業者物件（内、建設工事）		一般競争入札 参加業者物件
4 月	7	(1 ; a, b)	1 (a, b)
5 月	8	(2)	12 (a, b)
6 月	19	(3 ; a, b)	12 (a, b)
7 月	8	(2 ; a, b)	7 (a, b)
8 月	3	(2 ; a, b)	7 (a, b)
9 月	5	(1 ; a, b)	8 (a, b)
10 月	1	(0 ; a, b)	4 (a, b)
11 月	10	(1 ; a, b)	4 (a, b)
12 月	2	(0 ; a, b)	3 (a, b)
1 月	4	(2 ; a, b)	1 (a, b)
2 月	1	(0)	0
合計	68	14	59

（データ出所）坂東市公式ホームページ，入札結果情報，令和 4 年度。

（注）a は「組合」所属の業者，b は「協会」所属の業者である。

分けて表示している。

令和 4 年度では事件当時の業者についてすべての一般競争入札と一部の指名競争入札に参加した業者のうち，表 4 にあげた組合所属と協会所属の業者に焦点をあてた（詳細なデータについては，付表を参照）。令和 4 年度のデータからも，「組合」所属の業者と「協会」所属の業者が混在していることが分かる。また，指名競争入札の物件が本件当時よりは少なくなっていることも分かる。このように坂東市では，一般競争入札が主流になってきている。

5. 結論

本論文では，従来の談合事件ではなかった前提があった。従来の談合事件では，指名競争入札に参加する業者が対象であった。しかし今回の事案には，そもそも，指名競争入札に参加できないという前提があったのである。指名競争入札で業者を完全に排除する方法は，指名を受ける資格のある業者を入札に参加できないようにすることである。まさにそれを可能にしたのが市長による指名競争入札への参加排除であった。そして，いくつかの証言からこれが確認できた。また，その後の入札は比較的公平に行われている。

また，一般的に，一般競争入札では発注団体の事務量が増えることから指名競争入札を採用することが多かった。しかし，今回の坂東市の結果をみると，むしろ指名競争入札の弊害を防止する観点からは，一般競争入札のメリットの方が高いようである。しかしその一方で，業者からみると，落札機会の不確実性が増えることにより，年間の事業計画や長期的な事業計画が立てにくくなるという欠点もある。しかし今回の教訓は，指名競争入札に係る談合の機会を減少させるた

めには、一般競争入札の更なる導入に努めることであろう。

さらに、政治学には「権力は腐敗する」という名言があるが、この典型的な事例が本件であろう。坂東市における首長の交代が、今回の事件で明らかになった不公平な指名排除を除いた主要な原因であろう。

最後に、事件Bから派生した住民訴訟による損害賠償請求事件Cについては、別稿で検討する。

参 考 文 献

牧厚志（2022）『談合・価格協定事件の経済分析——裁判例を用いた「法と経済学」の実証研究』慶應義塾大学出版会。

付表 (表 8 の詳細)

(価格単位: 千円)

月	番号	指名・一般	予定価格	落札価格	落札業者	その他業者
4 月	1	指名	4,350	4,250	小林建設 b	豊和建設 a, 野口工業 b
4 月	8	一般	61,860*	53,190	石塚建設	山広建設 a, 菊田工業 b
5 月	2	一般	26,610	22,880	東武興業	倉持建設 a, 逆井土建 b
5 月	3	一般	22,190	19,090	真中重機 b	朝日建設 a, 坂巻工業 b
5 月	4	一般	20,560	17,800	倉持建設 a	朝日建設 a, 野口工業 b
5 月	5	一般	17,630	15,170	山口建設 a	朝日建設 a, 田村建設 a
5 月	6	一般	11,910	10,270	明正工業	朝日建設 a, 田村建設 a
5 月	7	一般	10,650	9,170	西部建設	倉持建設 a, 逆井土建 b
5 月	8	一般	5,880	5,230	朝日建設 a	田村建設 a, 明正工業
5 月	9	一般	4,730	4,100	逆井土建 b	倉持建設 a, 坂巻工業 b
5 月	12	一般	18,220	15,490	中村組	倉持建設 a, 関建設 b
5 月	13	一般	17,000	14,730	タカダ	山口建設 a, 東武興業
5 月	14	一般	13,060	11,410	神坂建設	山口建設 a, 東武興業
5 月	15	一般	10,120	8,670	山口建設 a	小林建設 b, 神坂建設
5 月	16	指名	5,100	4,380	東武興業	のぐち, 明正工業
5 月	17	指名	1,250	1,240	のぐち	東武興業, 明正工業
6 月	3	一般	17,040	14,510	俊光建設	朝日建設 a, 小林建設 b
6 月	4	一般	11,110	9,470	SK プラン	山口建設 a, 小林建設 b
6 月	5	指名	3,400	2,700	小林建設 b	豊和建設 a, 野口工業 b
6 月	6	指名	1,400	1,240	佐藤建設	豊和建設 a, 関建設 b
6 月	7	指名	1,990	1,710	豊和建設 a	島田重建 a, 逆井土建 b
6 月	22	一般	90,630*	77,970	俊光建設	山広建設 a, 逆井土建 b
6 月	23	一般	58,900*	52,800	武井鉄工	鈴縫工業
6 月	24	一般	42,070**	40,210	オオシン	山広建設 a, 野口工業 b
6 月	25	一般	30,300	25,940	山広建設 a	野口工業 b, 逆井土建 b
6 月	26	一般	27,100	23,280	坂巻工業 b	朝日建設 a, 逆井土建 b
6 月	27	一般	25,950	22,320	東武興業	朝日建設 a, 逆井土建 b
6 月	28	一般	25,010	22,900	逆井土建 b	山広建設 a, 野口工業 b
6 月	29	一般	19,270	16,530	タカダ	朝日建設 a, 野口工業 b
6 月	30	一般	14,210	12,150	中村組	朝日建設 a, 野口工業 b
6 月	31	一般	5,700	5,180	ツクバ S	
7 月	1	一般	15,340	12,620	カノヤ	フルヤ建商, 仙田屋興業
7 月	2	一般	6,400	5,990	元創	タカラビルメンテ
7 月	3	指名	1,600	1,350	野口工業 b	豊和建設 a, 関建設 b
7 月	7	一般	24,390	20,970	中山工業	朝日建設 a, 小林建設 b
7 月	8	一般	21,680	19,000	神坂建設	朝日建設 a, 小林建設 b
7 月	9	一般	20,700	17,800	中村組	朝日建設 a, 小林建設 b
7 月	10	一般	17,580	15,020	島田重建 a	朝日建設 a, 小林建設 b
7 月	11	一般	5,070	4,390	明正工業	朝日建設 a, 中山工業
7 月	12	指名	4,540	4,500	県西建設業	岩仲建設 b, 明正工業
7 月	13	指名	3,080	2,580	明正工業	神坂建設, 西部建設
8 月	1	一般	9,000	7,759	東水技研	豊和建設 a, 小林建設 b
8 月	2	指名	3,230	2,800	島田工業	岩仲建設 b, 佐藤建設
8 月	3	指名	2,500	2,320	中山工業	田村建設 a, 関建設 b
8 月	5	一般	17,200	15,110	石塚建設	朝日建設 a, 小林建設 b

8月	6	一般	16,520	14,200	中山工業	のぐち, SK プラン
8月	7	一般	15,040	13,820	小林建設 b	島田重建 a, 西部建設
8月	8	一般	13,760	12,870	SK プラン	小林建設 b, 中山工業
8月	9	一般	12,950	11,150	丸カ土木 b	朝日建設 a, 中山工業
8月	10	一般	11,120	9,510	島田重建 a	小林建設 b, SK プラン
9月	1	一般	27,730	26,250	マナカ	倉持建設 a, オオシン
9月	2	一般	27,720	24,150	オオシン	倉持建設 a, 坂巻工業 b
9月	3	一般	25,540	21,980	坂巻工業 b	朝日建設 a, 西部建設
9月	4	一般	17,100	14,750	明正工業	朝日建設 a, 西部建設
9月	5	指名	3,820	2,330	西部建設	豊和建設 a, 逆井土建 b
9月	7	一般	17,770	15,190	山口建設 a	朝日建設 a, 小林建設 b
9月	8	一般	15,360	13,240	SK プラン	山広建設 a, 小林建設 b
9月	9	一般	15,180	13,390	倉持建設 a	朝日建設 a, 小林建設 b
9月	10	一般	8,000	7,330	小林建設 b	豊和建設 a, 西部建設
9月	13	指名	1,550	1,195	東水技研	小林建設 b, 野口工業 b
10月	1	一般	11,650	9,970	板垣造園	朝日建設 a, 小林建設 b
10月	3	一般	20,070	18,000	板垣造園	朝日建設 a, 山広建設 a
10月	4	一般	16,980	15,010	朝日建設 a	山広建設 a, 西部建設
10月	5	一般	13,150	11,250	のぐち	朝日建設 a, 関建設 b
11月	1	一般	16,700	14,600	明正工業	山広建設 a, のぐち
11月	2	一般	10,320	8,840	野口組 b	豊和建設 a, 逆井土建 b
11月	3	指名	3,680	3,550	野口工業 b	豊和建設 a, 小林建設 b
11月	4	指名	3,310	2,750	木村設備	菊田工業, よこはり
11月	5	指名	1,900	1,790	佐藤建設	豊和建設 a, 野口工業 b
11月	7	一般	45,370*	39,160	石塚建設	倉持建設 a, 野口工業 b
11月	8	一般	36,250	31,190	山広建設 a	倉持建設 a, 坂巻工業 b
11月	9	指名	2,200	1,430	東水技研	小林建設 b, 野口工業 b
11月	12	指名	1,340	1,200	東水技研	小林建設 b, 野口工業 b
12月	1	一般	8,550	8,500	豊和建設 a	タカダ
12月	2	一般	7,400	6,330	つくば S	のぐち
12月	3	指名	1,300	1,200	東水技研	豊和建設 a, 野口工業 b
12月	4	一般	11,290	9,600	石塚建設	倉持建設 a, 坂巻工業 b
1月	1	指名	2,000	1,800	古谷建設	朝日建設 a, 小林建設 b
1月	3	一般	21,810	18,670	坂巻工業 b	倉持建設 a, 逆井土建 b
1月	5	指名	1,818	1,800	豊和建設 a	朝日建設 a, 逆井土建 b
2月	1	指名	4,540	4,300	三ツ和総合	岩仲建設 b, のぐち

(データ出所) 坂東市公式ホームページ, 入札結果情報, 令和４年度。

(注) *印は税抜4000万円以上の予定価格, **印は税抜では4000万円以下になる入札物件である。

また, aは「組合」所属の業者, bは「協会」所属の業者である。